

令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和3年12月24日（金）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時17分

【場所】 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2・3会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 高橋 美里

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

総務部長 森 有作

教育環境整備推進室長 谷村 元

職員部長 小澤 毅夫

学校教育部長 大島 直樹

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 岸 武二

総合教育センター所長 佐藤 公孝

庶務課長 日笠 健二

庶務課担当課長 瀬川 裕

庶務課課長補佐 田中 誠志

庶務課職員 平岡 亮

生涯学習推進課長 箱島 弘一

文化財課長 服部 隆博

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 畑山 拓登

【署名人】

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から14時20分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

10月の臨時会、11月の定例会及び臨時会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2は、公表期日前の案件で、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No. 3は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、これらの案件を非公開することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 2につきましては、公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、初めに報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

報告事項No. 1の1ページをごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めます。

初めに「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」につきましては、「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)」の制定でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、教育長の期末手当の年間支給割合を100分の10引き下げるものでございまして、2条建てで改正する条例のうち、第1条の改正で本年12月期の期末手当の支給割合を100分の10引き下げ、第2条の改正で本年度の引下げ分の100分の10を来年度の6月期と12月期に100分の5ずつ均等に配分する改正となっております。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和3年11月17日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和3年12月期における教育長の期末手当について支給割合の改定が必要となり、11月26日に開会いたします市議会へ条例議案

を提出し、期末手当の基準日である12月1日の前日までに、根拠条例を整備する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 令和3年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 2 令和3年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、報告事項No. 2「令和3年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について」を御説明申し上げます。お手元の資料で、左上に「報告事項No. 2」とある資料をごらんください。

まず、初めに「1 趣旨」でございますが、文化財保護法の規定に基づく高度な専門性が必要である文化財課（埋蔵文化財）の業務において、埋蔵文化財行政の効率的・効果的な事業を推進するため、埋蔵文化財の専門業務及び令和元年東日本台風の影響により被害が生じた収蔵品の保護及び修復作業に携わる人材を確保するため、任期付職員（学芸員）の採用選考を行うものでございます。

次に「2 選考区分及び採用予定者数等」でございますが、「埋蔵文化財A」では勤務地が「市民ミュージアム等」の学芸員を1名、「埋蔵文化財B」では勤務地が「文化財課」の学芸員を1名、それぞれ募集いたします。

次に「3 任用期間」でございますが、どちらも令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

次に「4 選考日程等」でございますが、第1次選考につきましては、令和4年1月30日の日曜日に川崎市役所第4庁舎で専門試験を実施いたします。第2次選考につきましては、令和4年2月20日の日曜日に、同じく川崎市役所第4庁舎で面接試験を実施いたします。

次に「5 合格発表」でございますが、第1次合格につきましては、令和4年2月10日の木曜日に、最終合格につきましては、令和4年2月28日の月曜日に、それぞれ記載の方法により発表いたします。

次に「6 受付期間」でございますが、令和3年12月27日の月曜日から令和4年1月14日の金曜日までといたします。

最後に「7 受験案内の配布」でございますが、受験案内につきましては、区役所、図書館、市民館等で配布をいたします。また、選考試験の実施につきましては川崎市教育委員会インターネットホームページにおいて掲載をいたします。

なお、「報告事項No. 2 資料」として受験案内を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

御説明ありがとうございました。2点、質問があります。

まず、募集の期間が年末年始を挟んで割と短い設定になっているのですけれども、この短い期間で応募してくれる方がいらっしゃるのかなというのは不安なので、その点が1点。

それから、受験案内の配布が市の施設での配布とホームページへの掲載となっているのですけれども、例えば、学芸員を育成しているような大学ですとか、専門の雑誌とか、専門の情報コミュニティみたいなところですか、そういうところに掲載をするというようなことはないのでしょうか。理由としては、学芸員の募集をかけても来ないということが何回かあったと思うので、それを心配しています。

【小田嶋教育長】

では、お願いします。

【日笠庶務課長】

募集期間につきましては、確かに厳しい日程ではあるのですけれども、その後の1次選考とかの日程も詰まっております。来年度4月1日からの採用ということで、確かに年末年始を挟んで厳しいところではあるのですけれども、今二つ目で御指摘のあった周知などを含めて、しっかりと集中的に周知して、申込みがあるような形で工夫したいと思っております。

大学等の周知については、個別に少し御案内をしているかと思うのですが、文化財課のほうから。

【服部文化財課長】

文化財課といたしましても、考古学の専攻を持っております大学ですとか、今、そうした大学と連携事業を行っておりますので、考古学の専攻を持っている大学に周知を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

【高橋委員】

ぜひ、応募してくれる方がいらっしゃるようによろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

他には、いかがですか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

こういった学芸員の資格をお持ちの方たち、任期付ということが非常に大きく、それがネックになっているという話も多く聞こえております。そういう中で、また2年間という任期付ですけれども、こちらは2年になっている理由というのがあれば教えていただきたいなと思います。

【日笠庶務課長】

まず、Aのほうが、こちらは市民ミュージアムの台風の影響を受けた収蔵品の保護や修復ということで、これが令和6年度まで一定収束させるようにということで、今計画してやっておりますものですから、そのことで2年間という任期にさせていただいております。

Bのほうは、もともと任期が後2年あった職員が退職されるということで、その残りの任期の分ということで、そのつなぎという形になってしまいまして、こういった任期になっております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他には、いかがでしょう。

田中委員。

【田中委員】

どうも、御説明ありがとうございました。

現在の川崎市における学芸員の現状について、聞かせてください。

まず、人数が全体で何名なのかということと、すべて任期付の職員なのか。そうじゃないとしたら、割合的にどうなのか。

お願いいたします。

【日笠庶務課長】

学芸員として任用しておりますのが、11名おります。そのうち、任期付の方が4名ということでございます。

【田中委員】

はい、分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他には、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認いたします。

報告事項No. 3 慰謝料等請求控訴事件について

箱島生涯学習推進課長が説明した。

報告事項No. 3は承認された。

9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時17分 閉会)